東京地裁民事6部裁判長の訴訟指揮及び 東京地裁所長の警察官導入に抗議する

安保法制違憲訴訟・女の会 原告 朝倉泰子他 120 名 原告代理人 奥村朋子 他 8 名

2016年8月15日、「安保法制違憲訴訟・女の会」は、国家賠償を求める裁判を東京地裁に提訴しました。女の会と名乗ったのは、原告121人及び代理人9人が全員女性だったからです。

2022年1月28日、この裁判は第16回の口頭弁論期日を迎えました。2時半に始まった口頭弁論は、予定通り3時に代理人3人の意見陳述を終えました。その後、2通の準備書面の陳述と書証の確認が行われ、続いて4人目の代理人が「今後の立証について・・・」と発言を始めたところで、武藤貴明裁判長(50期)が右手を前に出しながら何かもごもご言って、左右の陪席(66期の菊地卓也及び73期の小川勝己)に目配せするとさっと立ち上がり、裁判長を先頭に後ろの扉からあっという間に消えてしまったのです。

何が起きたのか原告代理人も原告らも傍聴人も理解できず、呆気に取られてしまいました。代理人が、残っていた書記官に、裁判長に戻ってくるように伝えてほしいと再三要請し、書記官は二度に亘り裁判官にこれを伝えに行きましたが、裁判官は閉廷したので戻らないと答えるだけでした。埒が明かないままに時間が経過し、原告代理人と原告らは協議し、この日は裁判官に再度要請をして引き揚げることにし、法廷を後にしたのは4時半でした。廊下に出てみると、そこには原告らの行く手を阻むように、エレベーター方向に金属製の柵と高いパーティションが設置され、男女職員が何十人も配置されており、制服制帽の警察官も配備されていました。原告や傍聴者は非常口から外に出されたのです。原告代理人が交渉して代表が12階の民事6部の書記官室に行ったのですが、廊下に書記官総出で待ち構えており、さらに一階にいた職員らも上がって来て遠巻きに監視を続けていたのです。書記官を通じて抗議の意を表明して解散したのですが、裁判所の正面には警察車両が止まっていました。

原告らは、1月31日に、28日の期日における裁判官の訴訟指揮に対する民事訴訟法第150条に基づく異議申立てを行いました。その後、口頭弁論調書を閲覧したところ、裁判長が判決言い渡し期日を3月25日午前10時と指定

したなど事実に反する記載がされており、民事訴訟法 160 条に基づく異議申立てを 2月 14 日にしました。民事 6 部からはまだ応答はありません。

この事件は、原告らの弁論権の侵害であり、原告らを故なく敵視した女性 差別でもあります。安保法制がもたらした立憲主義の破壊と社会の暴力化が 司法にも及び、日本の民主主義は破壊されてしまったのでしょうか?

安保法制違憲訴訟は、今まですべて敗訴しています。その判決は憲法判断を回避し、「戦争が起こってから訴えよ」と言わんばかりの、眼前のリスクを直視しないものでした。司法が、違憲立法審査権を放棄している状況を私たちは見続けてきましたが、女の会の期日に起きたことは、司法が原告らに暴力的に対峙し、違法に対応したもので、その任務を放棄したものでした。私たちは、このような暴挙と司法の任務放棄を許すことはできません。

ここに強く抗議します。

2022年2月

私たちは抗議声明に賛同します。(以下賛同人名列記)